

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	合同会社 ストレンジス	ヘルパーステーション ウィズ	令和5年1月31日(火)	居宅介護	従業者の員数	従業員の雇用契約書等に、就業の場所、就業する業務、就業する時間を、各事業所（居宅介護・訪問介護・有料老人ホームごと。以降同様。）ごとに記載されていないため、従業員の配置基準が確認できない。	○	雇用契約書の内容を改めた
					勤務体制の確保等	各事業所ごとの勤務計画が作成されていない。	○	各事業所ごとの勤務計画を作成し、勤務時間が把握できるよう改めた
					秘密保持等	従業者との秘密保持契約について、利用者や家族の秘密に関する守秘義務が明示されていない。	○	既存事項に加え、利用者や家族に関する守秘義務を明記した。既存従業員の秘密保持契約書も順次更新予定。
実地指導	NPO法人びーす	就労継続支援A型事業所アローズ	令和5年2月1日(水)	就労継続支援A型	契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村への報告をしていない。	○	令和5年3月22日付で市町村に報告を行った
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	○	サービスを提供した際は、提供日・内容等を記録したものを都度作成し、利用者の確認を得るように改めた
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成（見直し）に係る会議（計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議）を実施した記録がない。	○	個別支援介護を実施し、その都度記録を作成するように改めた
					勤務体制の確保等	従業者の月ごとの勤務表について、勤務計画が作成されていない。	○	毎月勤務計画を作成するように改めた
					虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない。	○	虐待防止指針の作成 虐待防止委員会の設置 虐待防止委員会の開催 (R5.3.6)
実地指導	社会福祉法人博愛会	生活介護ときぞう	令和5年2月6日(月)	生活介護（共生型）	口頭指摘のみ			
		ショートステイときぞう	令和5年2月6日(月)	短期入所	口頭指摘のみ			
実地指導	特定非営利活動法人evergreen	greenworks、ポップ	令和5年2月3日(金)	就労継続支援B型、生活介護	運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。	○	不備について修正した
					利用者負担金等に受領（食事の提供に要する費用）	食事の提供に要する費用について、国の定める方法により計算されていないかった。	○	国の定める方法により計算した書類等を保存し、食材料費の額を運営規程及び重要事項説明書へ明記した
					給付費の算定及び取扱い（欠席時対応加算）	利用者から欠席の連絡を受けた際の連絡調整や相談援助の記録がないものが見受けられた。	○	以前の欠席連絡については、記録していたことを確認し、記録漏れが内容、様式を改め、職員へ周知した
							×	誤って請求したものについては、各地方自治体へ過誤申し立てを今後行う予定
			給付費の算定及び取扱い（食事提供体制加算）	食事の提供に要する費用について、国の定める方法により計算されていないかった。	○	食事提供加算分を毎月明らかにするよう改めた		
		ポトス	令和5年2月3日(金)	共同生活援助	運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。	○	不備について修正した
					給付費の算定及び取扱い（夜間支援等体制加算）	夜間支援を行っている利用者の個別支援計画に、夜間援助内容が位置付けられないまま支援を行っていた。	×	個別支援計画の見直しを行い、誤って請求したものについては、各地方自治体へ過誤申し立てを順次行う
		タイム	令和5年2月3日(金)	短期入所	運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。	○	不備について修正した
					利用者負担金等に受領（食事の提供に要する費用）	食事の提供に要する費用について、国の定める方法により計算されていないかった。	○	国の定める方法により計算した書類等を保存し、食材料費の額を運営規程及び重要事項説明書へ明記した
給付費の算定及び取扱い（食事提供体制加算）	食事の提供に要する費用について、国の定める方法により計算されていないかった。				○	食事提供加算分を毎月明らかにするよう改めた		

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	社会福祉法人もみの木福祉会	もみの木園	令和5年2月14日(火)	施設入所支援(生活介護)、短期入所	内容及び手続の説明及び同意	契約書及び重要事項説明書に、利用者名が正しく記載されていないものが多数見受けられた	○	契約書及び重要事項説明書への追記や訂正で改めた
					利用者負担金額等の受領(食事の提供に要する経費)	①運営規程及び重要事項説明書に記載されている、朝食・昼食・夕食ごとの金額のうち、食材料費の額が、業者との契約金額と異なる。 ②食事提供体制加算対象者から受領する食材料費のみの経費が、業者のとの契約金額と異なっており、利用者からの徴収金額とも異なっている。	○	運営規程を改めた
					身体拘束等の禁止	身体拘束の適正化を図るための措置が講じられていない。	○	指針の整備、委員会の設置、委員の任命、委員会の開催、従業者への周知徹底を行った
					身体拘束等の禁止	行動制限を行う可能性のある利用者について、同意書に利用者の名前等の記載がなかった。	○	該当者に対し、利用者署名欄へ署名をもらい、同意を得た
					虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない。	○	指針の整備、委員会の設置、委員の任命、委員会の開催、従業者への周知徹底を行った
実地指導	社会福祉法人光生会	米子ワークホーム	令和5年2月16日(木)	施設入所支援(生活介護、就労継続支援B型)	運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。	○	運営規程及び重要事項説明書の内容を修正した
					身体拘束等の禁止	身体拘束の適正化を図るための措置が講じられていない。	○	委員の設置及び任命(R5.3.15) 職員への周知徹底(R5.3.29) 指針の整備(R5.3.15)
					虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない。	○	委員の設置及び任命(R5.3.15) 職員への周知徹底(R5.3.29) 指針の整備(R5.3.15) 研修会の開催(R5.3.29)
実地指導	株式会社エヌ・キッチン	グループホームひとの和	令和5年2月22日(水)	共同生活援助	サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	○	サービスを提供した際は、提供日・内容等を記録したものを都度作成し、利用者の確認を得るように改めた
実地指導	特定非営利活動法人結	カフェ&ギャラリーゆい	令和5年2月22日(水)	就労継続支援B型	身体拘束等の禁止	身体拘束の適正化を図るための措置が不十分である。	○	身体拘束の指針を整備した(R5.4.1施行)
					苦情解決	利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合に記録がないものがあった。	○	委員会及び従業者への研修未実施(令和5年12月までに実施予定)
					虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が不十分である。	○	利用者またはその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するために記録を残すようにした
					虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が不十分である。	○	従業者への研修及び運営規程への記載は実施済み
							×	虐待防止委員会の設置及び定期的開催などは未実施(令和5年12月未までに実施予定)
					運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。 ・通常の事業の実施地域 ・利用者から受領する費用の額等	○	運営規程及び重要事項説明書を改めた

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	社会福祉法人鳥取こども学園	社会福祉法人鳥取こども学園 エミライズ	令和5年3月7日 (火)	就労移行支援	従業者の配置	管理者が、ほぼすべての勤務日に事業所において管理業務に従事していない。	○	令和5年4月1日から専任の常勤職員を配置した
					身体拘束等の禁止	身体拘束の適正化を図るための措置が講じられていない。	○	指針の整備、委員会の設置、委員の任命、委員会の開催、従業者への周知徹底を行った
					虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない。	○	指針の整備、委員会の設置、委員の任命、委員会の開催、従業者への周知徹底を行った
					勤務体制の確保等	①管理者の事業所での勤務記録が整備されていない ②各事業所並びに各職種を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	管理者及び職員について、勤務体制を定め勤務実績を管理するよう改めた
実地指導	特定非営利活動法人YSSだいせん	YSSだいせん	令和5年3月10日 (金)	就労継続支援B型	身体拘束等の禁止	身体拘束の適正化を図るための措置が不十分である。	○	委員会の設置、委員の任命、指針の整備等
					虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が不十分である。	○	委員会の設置、委員の任命、指針の整備等
					勤務体制の確保等	①事業所で雇用している従業者が正確に把握されていないため、勤務実績のある従業者が、勤務実績を管理する一覧に記載されていない。 ②職種を兼務する従業者について、各職種ごとの勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。 ③事業所内で勤務記録が整備されている従業者とされていない従業者がいる。	○	勤務体制計画を作成し、勤務時間の明確化及び業務内容の把握を行った
					運営規程	運営規程及び重要事項説明書に記載の不備が見受けられる。	○	運営規程及び重要事項説明書を改めた
					給付費の算定及び取扱い (目標工賃達成指導員配置加算)	令和4年10月以降、目標工賃達成指導員が他の職種を兼務しており加算の算定要件を満たしていない。	○	人員体制の実績を再確認した
					勤務体制の確保等	職員の勤務時間の実績は把握されているが、各事業所ごと、各職種ごとの職員の勤務時間については不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	職員について、勤務体制を定め勤務実績を管理するよう改めた
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	○	サービス提供記録の様式を改め、都度利用者の確認印を得るように改めた
実地指導	特定非営利活動法人海	かい	令和5年3月23日 (木)	共同生活援助	勤務体制の確保等	職員の勤務時間の実績は把握されているが、各事業所ごと、各職種ごとの職員の勤務時間については不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	職員について、勤務体制を定め勤務実績を管理するよう改めた
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、利用者から確認を得ていない。	○	サービス提供記録の様式を改め、都度利用者の確認印を得るように改めた